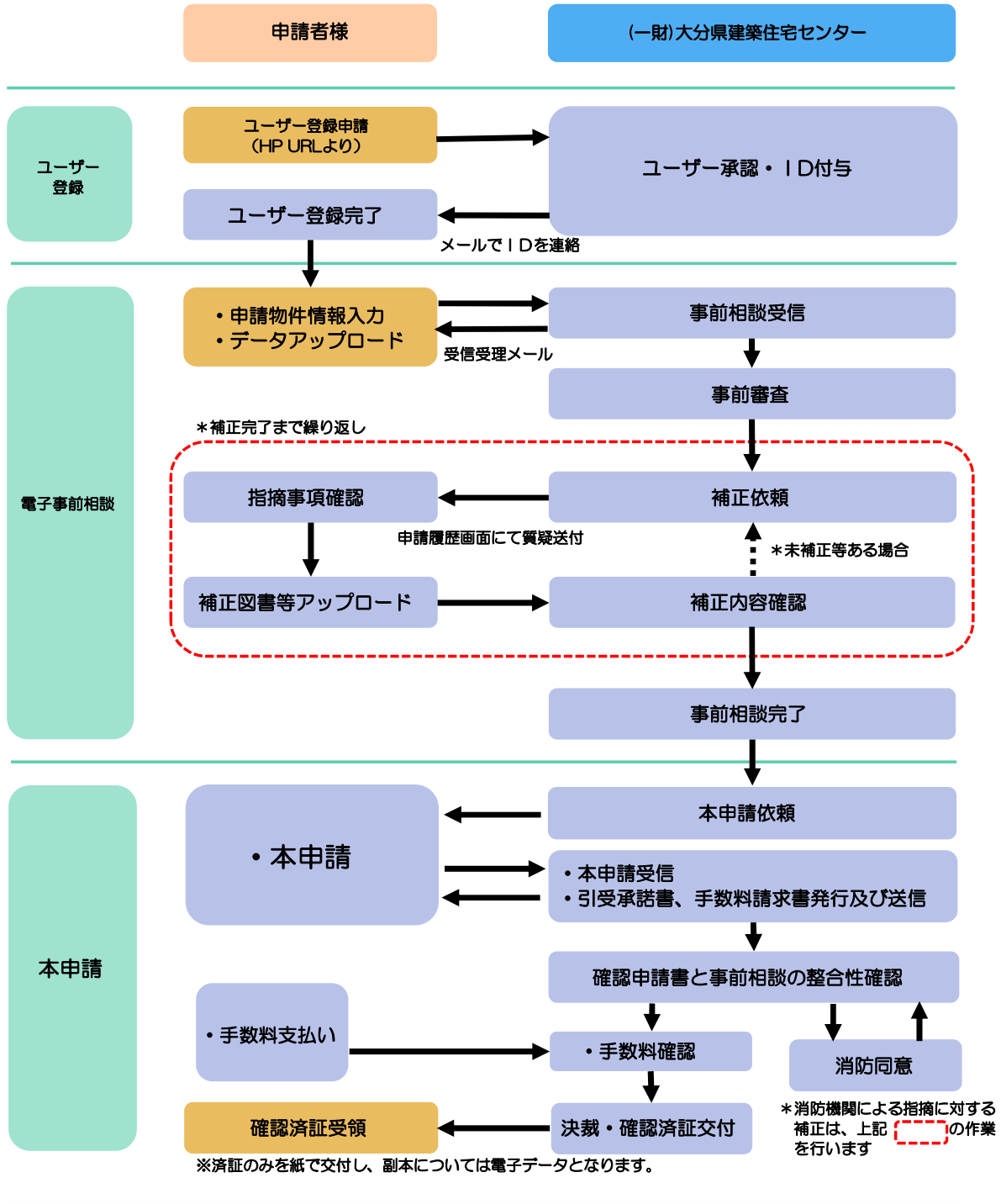


電子申請のフロー（確認申請）



留意事項

- 1) データ作成は、第一面～第六面までのすべてのデータを入力ください。
 電子事前相談時は申請書及び工事届の「申請日」の入力は不要です。
 本申請時に日付の入力をしてください
 尚、添付する設計図面は1ファイル1図面と分けて作成してください。
- 3) 各許可申請（都市計画法規則60条証明等）、24時間換気書類等については書類ごとにまとめてPDF化して下さい。